

平成十三年法務省令第十二号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の全部を改正する命令を次のように定める。

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の全部を次のように改正する。

第一条 法務局又は地方法務局の支局（以下「支局」という。）を各法務局又は地方法務局につき別表第一の支局欄（同欄中括弧のつけてあるものを除く。以下第三条まで同様とする。）のとおり置き、法務局若しくは地方法務局又はその支局の出張所（以下「出張所」という。）を各法務局若しくは地方法務局又はその支局につき同表の出張所欄（同欄中括弧のつけてあるものを除く。以下第三条まで同様とする。）のとおり置く。

第二条 支局又は出張所の名称は、別表第一の支局欄中「小樽」とあるのは「札幌法務局小樽支局」と、同表出張所欄中「北」とあるのは「札幌法務局北出張所」とし、以下これにならうものとする。

第三条 支局又は出張所の位置は、別表第一の支局欄又は出張所欄及び位置欄によって示されるとおりとする。

第四条 法務局、地方法務局又は支局の戸籍及び公証の事務に関する管轄区域は、別表第一の支局欄（同欄中括弧のつけてあるものは、本庁を示すものとする。）及び管轄区域欄によって示されるとおりとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の登記の事務（動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百号）第五条第一項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百十二号）第二条第一項の事務を除く。）に関する管轄区域は、同表の出張所欄（同欄中括弧のつけてあるものは、本庁又は支局を示すものとする。）及び管轄区域欄によって示されるとおりとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）に定める遺言書の保管に関する事務の管轄区域は、別表第二の官署欄及び管轄区域欄によって示されるとおりとする。

第五条 前条の規定による管轄区域（以下「管轄区域」という。）の基準となつた行政区画に変更があつたときは、管轄区域も、これに伴つて変更される。ただし、あらたに行政区画が設けられたとき、又は一の法務局、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属するすべての地域が他の法務局、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。

2 管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、前項と同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(この本部令の効力)

2 この本部令は、その施行の日に、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）となるものとする。

附 則（平成十二年二月二日中央省庁等改革推進本部令第一一四号）

この中央省庁等改革推進本部令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年一月一九日法務省令第一七号）

この省令は、平成十三年一月二十九日から施行する。ただし、第一条中別表東京法務局の部の改正規定は、同月二十一日から施行する。

附 則（平成十三年二月八日法務省令第二〇号）

この省令中別表佐賀地方法務局の部の改正規定は平成十三年二月十三日から、別表熊本地方法務局の部の改正規定は同月十九日から施行する。

附 則（平成十三年二月二日法務省令第二三三号）

この省令は、平成十三年二月二十六日から施行する。

附 則（平成十三年三月八日法務省令第二五五号）

この省令は、平成十三年三月十二日から施行する。

附 則（平成十三年三月一九日法務省令第二八八号）

この省令は、平成十三年三月二十六日から施行する。

附 則（平成十三年三月三〇日法務省令第三七七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表浦和地方法務局の部の改正規定、第二条中第三条の改正規定及び第三条中別表浦和の部の改正規定並びに第四条中別表第一浦和人権擁護委員協議会の項から秩父人権擁護委員協議会の項までの改正規定及び別表第二の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附 則（平成十三年四月二日法務省令第四九号）

この省令は、平成十三年四月九日から施行する。

附 則（平成十三年四月二五日法務省令第五三三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表水戸地方法務局及び熊本地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 別表宮崎地方法務局の部の改正規定 平成十三年五月一日

三 別表釧路地方法務局、秋田地方法務局及び福井地方法務局の部の改正規定 平成十三年五月十四日

附 則（平成十三年五月二八日法務省令第五五号）

- この省令は、平成十三年六月十一日から施行する。ただし、第一条中別表仙台法務局の部の改正規定は、同月四日から施行する。
- 附則（平成一三年七月九日法務省令第六〇号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 別表さいたま地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 別表佐賀地方法務局の部の改正規定 平成十三年七月二十三日
- 三 別表仙台法務局、宮崎地方法務局及び那覇地方法務局の部の改正規定 平成十三年七月三十日
- 附則（平成一三年八月二〇日法務省令第六三三号）
この省令中別表金沢地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定は公布の日から、同部輪島支局の部の改正規定は平成十三年八月二十七日から施行する。
- 附則（平成一三年九月一七日法務省令第六八号）
この省令は、平成十三年九月二十五日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一三年一〇月五日法務省令第七二二号）
この省令中別表大津地方法務局の部の改正規定は公布の日から、別表仙台法務局の部の改正規定は平成十三年十月十五日から施行する。
- 附則（平成一三年一〇月二二日法務省令第七三三号）
この省令は、平成十三年十月二十九日から施行する。
- 附則（平成一三年十一月五日法務省令第七四四号）
この省令は、平成十三年十一月十二日から施行する。
- 附則（平成一三年十一月一六日法務省令第七五五号）
この省令は、平成十三年十二月三日から施行する。ただし、第一条中別表福岡法務局の部及び宮崎地方法務局の部の改正規定は、同年十一月二十六日から施行する。
- 附則（平成一四年一月八日法務省令第一号）
この省令は、平成十四年一月十五日から施行する。
- 附則（平成一四年一月二二日法務省令第二号）
この省令は、平成十四年一月二十八日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一四年二月五日法務省令第四号）
この省令は、平成十四年二月十二日から施行する。
- 附則（平成一四年二月一八日法務省令第八号）
この省令は、平成十四年二月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一四年三月四日法務省令第一五号）
この省令は、平成十四年三月十一日から施行する。
- 附則（平成一四年三月一八日法務省令第一七号）
この省令は、平成十四年三月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表富山地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一四年四月八日法務省令第三一五号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表津地方法務局の部の改正規定は、平成十四年四月十五日から施行する。
- 附則（平成一四年四月二三日法務省令第三三三三号）
この省令は、平成十四年四月三十日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一四年五月二四日法務省令第三五五号）
この省令は、平成十四年五月十三日から施行する。
- 附則（平成一四年七月八日法務省令第四五五号）
この省令は、平成十四年七月十五日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一四年八月一九日法務省令第四九号）
この省令は、平成十四年八月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同年九月九日から施行する。
- 附則（平成一四年九月九日法務省令第五一五号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表金沢地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定並びに第二条中第四十四条の改正規定 平成十四年九月十七日
- 三 第一条中別表旭川地方法務局の部及び名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中第十七条及び第四十二条の改正規定 平成十四年九月三十日
- 附則（平成一四年一〇月二五日法務省令第五四四号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 公布の日
 - 二 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十四年十一月一日
 - 三 第一条中別表秋田地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の改正規定 平成十四年十一月五日
 - 四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十四年十一月十一日
- 附 則 (平成十四年十一月八日法務省令第五六号)
- この省令は、平成十四年十一月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定並びに第二条及び第三条の改正規定は、同年十二月九日から施行する。
- 附 則 (平成十四年十二月九日法務省令第五八号)
- この省令は、平成十四年十二月十六日から施行する。
- 附 則 (平成十五年一月九日法務省令第二号)
- この省令は、平成十五年一月十四日から施行する。ただし、第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定は、同月二十七日から施行する。
- 附 則 (平成十五年一月二十九日法務省令第三号)
- この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日
 - 二 第一条中別表広島法務局の部及び大分地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条及び第三十一条の改正規定 平成十五年二月三日
 - 三 第一条中別表山形地方法務局の部、名古屋法務局の部、長崎地方法務局の部、佐世保支局の款及び那覇地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十五年二月十日
 - 四 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 平成十五年二月十七日
 - 五 第一条中別表福島地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、大阪法務局の部及び長崎地方法務局の部、釧路支局の款の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十五条の改正規定 平成十五年二月二十四日
- 附 則 (平成十五年二月二十四日法務省令第六号)
- この省令は、平成十五年三月三日から施行する。ただし、第一条中別表広島法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。
- 附 則 (平成十五年三月五日法務省令第九号)
- この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表釧路地方法務局の部、北見支局の款、同部網走支局の款、広島法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定は、同月十日から施行する。
- 附 則 (平成十五年三月二十六日法務省令第一八号)
- この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成十五年四月一日法務省令第三三号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成十五年四月一日法務省令第三九号)
- この省令は、平成十五年四月二十一日から施行する。
- 附 則 (平成十五年四月二日法務省令第四四号)
- この省令は、平成十五年五月六日から施行する。ただし、第一条中別表岐阜地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。
- 附 則 (平成十五年五月六日法務省令第四六号)
- この省令は、平成十五年五月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定は、同月十二日から施行する。
- 附 則 (平成十五年六月五日法務省令第五〇号) 抄
- この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表千葉地方法務局の部、松戸支局の款及び柏支局の款の改正規定 平成十五年六月六日
- 略
- 二 略
 - 三 第一条中別表千葉地方法務局の部、八日市場支局の款の改正規定 平成十五年六月二十三日
 - 四 第一条中別表津地方法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定 平成十五年六月三十日
- 附 則 (平成十五年七月七日法務省令第五三号)
- この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部の改正規定は、平成十五年七月十四日から施行する。
- 附 則 (平成十五年七月二十五日法務省令第五四号)
- この省令は、平成十五年七月二十二日から施行する。
- 附 則 (平成十五年七月二十二日法務省令第五六号)
- この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附 則 (平成十五年七月二十五日法務省令第五七号)
この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附 則 (平成十五年八月八日法務省令第六一七号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表山形地方法務局の部の改正規定 平成十五年八月十一日

三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十五年八月二十日

四 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十五年八月二十五日

五 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定 平成十五年九月一日

附 則 (平成十五年九月二日法務省令第六五号)
この省令は、平成十五年九月十六日から施行する。ただし、第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定は、平成十五年九月二十九日から施行する。

附 則 (平成十五年十月七日法務省令第七一七号)
この省令は、平成十五年十月十四日から施行する。

附 則 (平成十五年十月二八日法務省令第七二二号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表名古屋法務局の部及び大分地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定 平成十五年十一月四日

三 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十五年十一月十日

四 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月十五日

五 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月十七日

六 第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月二十五日

附 則 (平成十五年十一月二日法務省令第七四号) 抄
この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則 (平成十六年一月七日法務省令第一号)
この省令は、平成十六年一月十三日から施行する。ただし、別表高知地方法務局の部の改正規定は、同月十九日から施行する。

附 則 (平成十六年一月一九日法務省令第三号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表水戸地方法務局の部及び金沢地方法務局の部の改正規定 平成十六年一月二十六日

二 別表岐阜地方法務局の部の改正規定 平成十六年二月一日

三 別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年二月二日

附 則 (平成十六年二月九日法務省令第四号)
この省令は、平成十六年二月十六日から施行する。

附 則 (平成十六年二月二五日法務省令第八号)
この省令は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十六年三月八日

三 第一条中別表新潟地方法務局の部長岡支局の款及び同部六日町支局の款の改正規定 平成十六年三月十五日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定 平成十六年三月二十二日

附 則 (平成十六年三月二二日法務省令第一七号) 抄
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表函館地方法務局の部及び水戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十六年三月二十九日

三 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十六年三月三十一日

四 略

五 第一条中別表長野地方法務局の部松本支局の款の改正規定 平成十六年四月十二日

附 則 (平成十六年四月二二日法務省令第三七号)
この省令は、平成十六年四月二十六日から施行する。

附 則 (平成一六年六月八日法務省令第四三三号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表大分地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 別表奈良地方法務局の部及び広島法務局の部の改正規定 平成十六年六月十四日
- 三 別表山口地方法務局の部の改正規定 平成十六年六月二十八日

附 則 (平成一六年七月五日法務省令第四八号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表福島地方法務局の部、千葉地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条の規定 平成十六年七月十二日
- 二 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十日
- 三 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十六日

附 則 (平成一六年七月二七日法務省令第五二号)

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

附 則 (平成一六年八月二六日法務省令第五六号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十六年九月一日

略

- 三 第一条中別表名古屋法務局の部及び松山地方法務局の部の改正規定 平成十六年九月二十一日

- 四 第一条中別表岐阜地方法務局の部の改正規定 平成十六年九月二十七日

附 則 (平成一六年九月二七日法務省令第六四号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第一条中静岡地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月六日法務省令第六八号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表東京法務局の部、新潟地方法務局の部、神戸地方法務局の部、岡山地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第一条、第十条、第十三条、第二十五条及び第三十条の改正規定、第三条並びに第四条の規定 平成十六年十月十二日
- 二 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十六年十月十六日
- 三 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年十月十八日

附 則 (平成一六年一〇月二二日法務省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月二六日法務省令第七二号)

この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一一月一日法務省令第七五号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程別表第一隠岐人権擁護委員協議会の項の規定は、平成十六年十月一日から適用する。

附 則 (平成一六年一一月九日法務省令第七八号)

この省令は、平成十六年十一月十五日から施行する。

附 則 (平成一六年一一月二四日法務省令第八〇号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表函館地方法務局の部及び水戸地方法務局の部の改正規定 平成十六年十二月五日
- 二 別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十六年十二月一日
- 三 別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年十二月六日

附 則 (平成一六年一一月二二日法務省令第九〇号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表青森地方法務局の部、宇都宮地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、長野地方法務局の部、津地方法務局の部、松山地方法務局の部、高知地方法務局の部、熊本地方法務局の部八代支局の款及び大分地方法務局の部の改正規定並びに第三条の規定 平成十七年一月一日
- 二 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月四日
- 三 第二条の規定 平成十七年一月八日
- 四 第一条中別表秋田地方法務局の部、山形地方法務局の部、名古屋法務局の部、津地方法務局の部同地方法務局の款及び神戸地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月十一日

- 五 第一条中別表熊本地方法務局の部山鹿支局の款の改正規定 平成十七年一月十五日
- 六 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月十七日
- 七 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月二十一日
- 八 第一条中別表福岡地方法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月二十四日
- 九 第一条中別表津地方法務局の部四日市支局の款の改正規定及び第四条の規定 平成十七年一月三十一日

附 則 (平成一六年二月二八日法務省令第九三号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月四日法務省令第一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年一月一日から適用する。

附 則 (平成一七年一月一日法務省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一七日法務省令第六号)

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(以下「改正後の設置規則」という。)別表熊本地方法務局の部及び登記事務委任規則(以下「改正後の委任規則」という。)第三十二条の規定は平成十七年一月十五日から、改正後の設置規則別表松山地方法務局の部及び委任規則第四十五条の規定は同月十六日から適用する。

附 則 (平成一七年二月二八日法務省令第七号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表広島法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定 平成十七年二月一日
- 二 第一条中別表岐阜地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定 平成十七年二月七日
- 三 第一条中別表大津地方法務局の部彦根支局の款の改正規定 平成十七年二月十一日
- 四 第一条中別表岐阜地方法務局の部中津川支局の款及び山口地方法務局の部下関支局の款の改正規定 平成十七年二月十三日
- 五 第一条中別表札幌法務局の部、横浜地方法務局の部、長野地方法務局の部、富山地方法務局の部、大津地方法務局の部長浜支局の款、奈良地方法務局の部及び高松法務局の部、第二条中登記事務委任規則第十八条及び第四十二条の二の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一浦河人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年二月十四日
- 六 第一条中別表山口地方法務局の部岩国支局の款の改正規定 平成十七年二月二十一日
- 七 第一条中別表福島地方法務局の部、宇都宮地方法務局の部、和歌山地方法務局の部及び岡山地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十六条の改正規定並びに第四条中別表第一田辺人権擁護委員協議会の項及び新宮人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年二月二十八日

附 則 (平成一七年二月一日法務省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年二月四日法務省令第二号)

この省令は、平成十七年二月五日から施行する。ただし、第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定は、同月七日から施行する。

附 則 (平成一七年二月一四日法務省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(以下「改正後の設置規則」という。)の規定、第三条の規定による改正後の登記事務委任規則(以下「改正後の委任規則」という。)の規定及び第五条の規定による改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は平成十七年二月十一日から、第二条の規定による改正後の設置規則の規定及び第四条の規定による改正後の委任規則の規定は同月十三日から適用する。

附 則 (平成一七年二月二八日法務省令第三二号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び第四条の規定 公布の日
- 二 第二条中別表福島地方法務局の部、岡山地方法務局の部笠岡支局の款、徳島地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部及び大分地方法務局の部中津支局の款の改正規定、第五条中登記事務委任規則第三十条及び第三十一条の改正規定、第六条中別表徳島の項の改正規定並びに第七条中別表第一協町人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月一日
- 三 第二条中別表山口地方法務局の部萩支局の款の改正規定 平成十七年三月六日
- 四 第二条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年三月七日
- 五 第二条中別表新潟地方法務局の部の改正規定 平成十七年三月十九日
- 六 第二条中別表広島法務局の部及び福岡法務局の部吉井支局の款の改正規定並びに第七条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十日
- 七 第二条中別表札幌法務局の部、秋田地方法務局の部、水戸地方法務局の部竜ヶ崎支局の款、京都地方法務局の部、神戸地方法務局の部豊岡支局の款、松江地方法務局の部、山口地方法務局の部同地方法務局の部及び宇部支局の款、大分地方法務局の部日田支局の款並びに鹿児島地方法務局の部の改正規定、第三条中別表山口地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第十二条、第三十八条及び第四十条の改正規定、第七条中別表第一本荘人権擁護委員協議会の項の改正規定並びに第八条の規定 平成十七年三月二十二日

八 第二条中別表水戸地方法務局の部麻生支局の款、宇都宮地方法務局の部、前橋地方法務局の部、千葉地方法務局の部、岐阜地方法務局の部、神戸地方法務局の部社支局の款及び福岡法務局の部同法務局の部の改正規定、第三条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第五条の改正規定、第六条中別表水戸の項の改正規定並びに第七条中別表第一麻生人権擁護委員協議会の項の改正規定、平成十七年三月二十八日

九 第二条中別表青森地方法務局の部、岡山地方法務局の部新見支局の款及び大分地方法務局の部宇佐支局の款の改正規定、平成十七年三月三十一日

附 則 (平成十七年三月一日法務省令第三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月三日法務省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月七日法務省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二二日法務省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則、登記事務委任規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成十七年三月二十一日から適用する。

附 則 (平成十七年三月二二日法務省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二八日法務省令第四三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月三〇日法務省令第四四五号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月三二日法務省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年四月一日法務省令第五七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年四月一日法務省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成十七年四月十日から施行する。

附 則 (平成十七年四月一日法務省令第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年四月二八日法務省令第六六号)

この省令は、平成十七年五月一日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部所沢支局の款の改正規定は、同月二日から施行する。

附 則 (平成十七年五月二日法務省令第六八号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五月一日から適用する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部掛川支局の款同支局の項の改正規定及び第二条中第七条第二項の改正規定は、同月五日から施行する。

附 則 (平成十七年五月二〇日法務省令第七一号)

この省令は、平成十七年五月三十日から施行する。ただし、第一条中別表福岡法務局の部の改正規定は、同月二十三日から施行する。

附 則 (平成十七年六月一日法務省令第七三三号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方法務局の部、長野地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定、平成十七年六月十三日

二 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定、平成十七年六月二十七日

附 則 (平成十七年六月二七日法務省令第七六号)

抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表千葉地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定、平成十七年七月一日

二 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定、平成十七年七月七日

三 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定、平成十七年七月十一日

附 則 (平成十七年七月一日法務省令第七七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二七日法務省令第八〇号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表水戸地方法務局の部、岡山地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月一日
- 二 第一条中別表奈良地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十七年八月八日
- 三 第一条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月十五日
- 四 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月二十二日
- 五 第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成十七年八月二十九日

附 則 (平成一七年八月二二日法務省令第八三号)

この省令は、平成十七年八月二十九日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定は、同年九月一日から施行する。

附 則 (平成一七年八月二六日法務省令第八六号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表盛岡地方法務局の部及び新潟地方法務局の部の改正規定 平成十七年九月一日
- 三 略
- 四 第一条中別表秋田地方法務局の部及び静岡地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定 平成十七年九月二十日
- 五 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定 平成十七年九月二十五日
- 六 第一条中別表千葉地方法務局の部及び静岡地方法務局の部浜松支局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第七条、第十二条及び第二十三条の改正規定 平成十七年九月二十六日

附 則 (平成一七年九月二日法務省令第八八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第八九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年九月二〇日法務省令第九〇号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年九月二六日法務省令第九四号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表高松法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表札幌法務局の部、函館地方法務局の部、釧路地方法務局の部、盛岡地方法務局の部、秋田地方法務局の部、山形地方法務局の部、福島地方法務局の部、水戸地方法務局の部土浦支局の部、宇都宮地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、長野地方法務局の部松本支局の部、名古屋法務局の部、金沢地方法務局の部小松支局の部、福井地方法務局の部、大津地方法務局の部、神戸地方法務局の部龍野支局の部、松江地方法務局の部、佐賀地方法務局の部及び長崎地方法務局の部平戸支局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二十七条及び第四十一条の改正規定並びに第四条中烏山人権擁護委員協議会の項、龍野人権擁護委員協議会の項及び武生人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十月一日
- 三 第一条中別表長野地方法務局の部佐久支局の部の改正規定 平成十七年十月三日
- 四 第一条中別表仙台法務局の部、水戸地方法務局の部同地方法務局の部及び太田支局の部、静岡地方法務局の部、金沢地方法務局の部同地方法務局の部の部、徳島地方法務局の部、長崎地方法務局の部五島支局の部並びに鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第七条、第二十一条、第三十条及び第三十四条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一太田人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十月十一日
- 五 第一条中別表神戸地方法務局の部明石支局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十三条の改正規定 平成十七年十月二十四日

附 則 (平成一七年九月三〇日法務省令第九九号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律(次条第四項において「改正法」という。)の施行の日(平成十七年十月三日)から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月三日法務省令第一〇一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年十月一日から適用する。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法務省令第一〇二号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表新潟地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則第十条第七項の規定は、平成十七年十月十日から適用する。

附 則 (平成一七年一〇月二七日法務省令第一〇三号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表盛岡地方法務局の部、福島地方法務局の部、甲府地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定並びに第四条中別表第一木曾人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月一日

- 二 第一條中別表広島法務局の部の改正規定 平成十七年十一月三日
- 三 第一條中別表甲府地方法務局の部都留支局の款、福井地方法務局の部、和歌山地方法務局の部、鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二條中登記事務委任規則第八條及び第三十三條の改正規定、第三條の改正規定並びに第四條中別表第一都留人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月七日
- 四 第一條中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二條中登記事務委任規則第七條の改正規定 平成十七年十一月十四日
- 五 第一條中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二條中登記事務委任規則第十一條の改正規定 平成十七年十一月二十一日
- 六 第一條中別表水戸地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部の改正規定並びに第二條中登記事務委任規則第十九條の改正規定 平成十七年十一月二十八日

附 則 (平成一七年一月二七日法務省令第一〇四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月二二日法務省令第一〇七号)
この省令は、平成十七年十二月五日から施行する。

附 則 (平成一七年二月二八日法務省令第一〇九号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一條中別表仙台法務局の部の改正規定及び第二條の改正規定は、同月二十六日から施行する。

附 則 (平成一八年一月一日)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條中別表青森地方法務局の部、盛岡地方法務局の部花巻支局の款及び二戸支局の款、福島地方法務局の部同地方法務局の款及び相馬支局の款、宇都宮地方法務局の部同地方法務局の款、前橋地方法務局の部、岐阜地方法務局の部同地方法務局の款、津地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、高松法務局の部、高知地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部並びに那覇地方法務局の部の改正規定、第二條中登記事務委任規則第十九條の改正規定並びに第四條中別表第一園部人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月一日

- 二 第一條中別表福島地方法務局の部若松支局の款の改正規定 平成十八年一月四日

- 三 第一條中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の款、宇都宮地方法務局の部栃木支局の款及び福井地方法務局の部の改正規定並びに第二條中登記事務委任規則第六條及び第二十條の改正規定 平成十八年一月十日

- 四 第一條中千葉地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部多治見支局の款の改正規定、第三條の改正規定並びに第四條中八日市場人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月二十三日

附 則 (平成一八年一月四日法務省令第一号)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年一月一日から適用する。

附 則 (平成一八年一月一〇日法務省令第二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二三日法務省令第五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月三一日法務省令第八号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條中別表函館地方法務局の部、さいたま地方法務局の部及び福井地方法務局の部の改正規定 平成十八年二月一日

- 二 第一條中別表東京法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二條中登記事務委任規則第十一條の改正規定 平成十八年二月六日

- 三 第一條中別表神戸地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定 平成十八年二月十一日

- 四 第一條中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定及び第二條中登記事務委任規則第三十三條の改正規定 平成十八年二月十三日

- 五 第一條中別表盛岡地方法務局の部水沢支局の款、水戸地方法務局の部土浦支局の款及び宮崎地方法務局の部延岡支局の款の改正規定、第二條中登記事務委任規則第三十一條の改正規定並びに第三條の改正規定 平成十八年二月二十日

- 六 第一條中別表宮崎地方法務局の部日向支局の款の改正規定 平成十八年二月二十五日

- 七 第一條中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の款、水戸地方法務局の部同地方法務局の款及び鹿嶋支局の款及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二條中登記事務委任規則第五條の改正規定 平成十八年二月二十七日

附 則 (平成一八年二月六日法務省令第一号) 抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一及び二 略

- 三 第一條の改正規定、第二條中登記事務委任規則第四條及び第三十條の改正規定、第三條の改正規定並びに第四條の改正規定 平成十八年二月二十日

附 則 (平成一八年二月二〇日法務省令第一六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二七日法務省令第一七号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二七日法務省令第一七号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二七日法務省令第一七号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二七日法務省令第一七号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一中別表青森地方法務局の部、広島法務局の部、徳島地方法務局の部、高知地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年三月一日
 - 二 第一中別表福井地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月三日
 - 三 第一中別表釧路地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月五日
 - 四 第一中別表盛岡地方法務局の部、東京法務局の部及び横浜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条の改正規定 平成十八年三月六日
 - 五 第一中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条の改正規定 平成十八年三月十三日
 - 六 第一中別表甲府地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十五日
 - 七 第一中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十九日
- 附 則（平成十八年三月七日法務省令第一九号）**
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表甲府地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月一日から適用する。
- 附 則（平成十八年三月二五日法務省令第二二号）**
この省令は、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一中別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十八日
 - 二 第一中別表高松法務局の部の改正規定 平成十八年三月二十一日
- 附 則（平成十八年三月二〇日法務省令第二四号）**
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成十八年三月二二日法務省令第二五号）**
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表岡山地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月二十一日から適用する。
- 附 則（平成十八年三月二三日法務省令第二六号）**
この省令は、平成十八年三月二十七日から施行する。
- 附 則（平成十八年三月二七日法務省令第二七号）**
この省令は、平成十八年三月三十一日から施行する。ただし、第一中別表千葉地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条の改正規定、第三条の改正規定及び第四条中別表第一佐原人権擁護委員協議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成十八年三月三〇日法務省令第三〇号）**
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十八年三月三一日法務省令第三四号）**
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成十八年四月一〇日法務省令第四六号）抄**
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
 - 二 第一中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十八年四月十七日
 - 三 第一中別表奈良地方法務局の部の改正規定 平成十八年四月二十四日
 - 四 第一中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定 平成十八年五月十五日
- 附 則（平成十八年五月二六日法務省令第六〇号）抄**
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 から三まで 略
 - 四 第一中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十八年六月十二日
 - 五 第一中別表札幌法務局の部の改正規定 平成十八年六月十九日
 - 六 第一中別表盛岡地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成十八年六月二十六日
- 附 則（平成十八年七月三日法務省令第六四号）抄**
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一中別表大分地方法務局の部の改正規定 公布の日
 - 二 第一中別表千葉地方法務局の部、横浜地方法務局の部、新潟地方法務局の部、大津地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条、第十条、第三十条及び第三十三条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年七月十八日
- 附 則（平成十八年七月一八日法務省令第六六号）**
この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

附則（平成一八年八月一日法務省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年八月二二日法務省令第六八号）抄

この省令は、平成一八年八月二十八日から施行する。

附則（平成一八年九月一日法務省令第七〇号）

この省令は、平成一八年九月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表津地方法務局の部の改正規定は、同月十一日から施行する。

附則（平成一八年九月二五日法務省令第七四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成一八年十月一日

二 第一条中別表水戸地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十三条の改正規定 平成一八年十月十六日

三 第一条中別表新潟地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 平成一八年十月二十三日

附則（平成一八年一〇月二三日法務省令第七八号）抄

この省令は、平成一八年十月三十日から施行する。

附則（平成一八年一二月二三日法務省令第八二号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表旭川地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 略

三 第一条中別表和歌山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二条の改正規定 平成一八年十一月二十七日

四 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成一八年十二月十一日

附則（平成一八年一二月一八日法務省令第八五号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 公布の日

二 第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定 平成一八年一月一日

三 第一条中別表大分地方法務局の部同地方法務局の款鶴崎出張所の項の改正規定 平成一八年一月六日

四 第一条中別表大分地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項及び別府出張所の項の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成一八年一月九日

五 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成一八年一月十五日

附則（平成一九年一二月二二日法務省令第三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年一二月二九日法務省令第四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 公布の日

二 第一条中別表長野地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第九条、第二十五条、第三十一条及び第三十三条の改正規定 平成一九年二月十三日

三 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成一九年二月十九日

附則（平成一九年二月二三日法務省令第六号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定、第三条及び第四条の規定 平成一九年三月五日

二 第一条中別表横浜地方法務局の部の改正規定 平成一九年三月十一日

三 第一条中別表金沢地方法務局の部、京都地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十一条及び第三十三条の改正規定 平成一九年三月十二日

四 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成一九年三月十九日

五 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 平成一九年三月二十六日

附則（平成一九年三月二二日法務省令第八号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中別表宮崎地方法務局の部の改正規定 平成一九年三月三十一日

三 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成一九年四月一日

附則（平成一九年三月二六日法務省令第一一号）

この省令は、平成一九年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定は、同月九日から施行する。

附則（平成一九年四月二三日法務省令第二九号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表金沢地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表旭川地方法務局同地方法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十五条の改正規定 平成十九年五月一日
- 三 第一条中別表水戸地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四十二条の改正規定 平成十九年五月七日
- 四 第一条中別表旭川地方法務局稚内支局の部の改正規定 平成十九年五月二十一日

附則（平成一九年五月一八日法務省令第三三号）
この省令は、平成十九年五月二十八日から施行する。

附則（平成一九年六月一日法務省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十九年六月十一日
- 二 第一条中別表岐阜地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定 平成十九年六月二十五日

附則（平成一九年七月九日法務省令第四三号）
この省令は、平成十九年七月十七日から施行する。

附則（平成一九年七月二三日法務省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十九年七月三十日
- 二 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十九年八月二十日

附則（平成一九年九月四日法務省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第三十九条の規定は、平成十九年九月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十九年九月十日
 - 二 第一条中別表岡山地方法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成十九年九月十八日
- 附則（平成一九年九月二五日法務省令第五四号）抄
この省令は、平成十九年九月二十五日から施行する。

附則（平成一九年九月二七日法務省令第五五号）

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十九年十月九日
- 二 第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定 平成十九年十月十五日
- 三 第一条中別表松江地方法務局の部の改正規定 平成十九年十月二十九日

附則（平成一九年一〇月二三日法務省令第六〇号）

この省令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附則（平成一九年一二月一九日法務省令第六四号）

この省令は、平成二十年一月二二日から施行する。

附則（平成一九年一二月二〇日法務省令第六五号）

この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定及び第三条の規定は、同年十二月一日から施行する。

附則（平成一九年一二月七日法務省令第六六号）

この省令は、平成十九年十二月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表高知地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月一日
- 二 別表函館地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月十五日

附則（平成二〇年二月四日法務省令第四号）

この省令は、平成二十年二月十二日から施行する。ただし、第一条中別表山形地方法務局の部及び甲府地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定、第三条中別表山形の項の改正規定並びに第四条中別表第一長井人権擁護委員協議会の項の改正規定は、同月二十五日から施行する。

附則（平成二〇年二月二六日法務省令第七号）

この省令は、平成二十年三月二日から施行する。

附則（平成二〇年二月二六日法務省令第八号）

この省令は、平成二十年三月十七日から施行する。ただし、第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十四条の改正規定は、同月二十一日から施行する。

附則（平成二〇二年二月二六日法務省令第九号）

この省令は、平成二十年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、同月三十一日から施行する。

附則（平成二〇二年三月七日法務省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条の規定は平成二十年三月十日から、第一条中別表神戸地方方法務局の部の改正規定は同年四月二十八日から施行する。

附則（平成二〇二年四月三〇日法務省令第三二号）

この省令は、平成二十年五月七日から施行する。

附則（平成二〇二年五月二九日法務省令第三九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十年六月九日

二 略

三 第一条中別表奈良地方方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条から第十六条までの改正規定 平成二十年七月一日

四 第一条中別表山口地方方法務局の部の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年七月十四日

附則（平成二〇二年九月九日法務省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一条第三項、第十二条第二項及び第十七条の改正規定並びに同規則第三十五条を削り、同規則第三十四条と同規則第三十五条とし、同規則第三十三条と同規則第三十四条とし、同規則第三十二条の次に一条を加える改正規定 平成二十年九月十六日

二 第一条中別表旭川地方方法務局の部、富山地方方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条、第二十二条第二項及び第四十二条の改正規定 平成二十年十月十四日

三 第一条中別表水戸地方方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十六条、第三十七条及び第四十五条第一項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年十月二十七日

附則（平成二〇二年九月三〇日法務省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方方法務局の部の改正規定は平成二十年十月六日から、同表大阪法務局の部の改正規定は同月十四日から、第二条の規定は同年十一月二十五日から施行する。

附則（平成二〇二年一〇月二八日法務省令第五八号）抄

この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。

附則（平成二〇二年一二月二五日法務省令第七四号）抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第四十二条の二の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表静岡地方方法務局の部の改正規定 平成二十一年一月一日

二 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定（「青葉区」を「宮城野区」に改める部分に限る。） 平成二十一年一月五日

三 第一条中別表岡山地方方法務局の部、徳島地方方法務局の部及び鹿児島地方方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第六条、第二十九条及び第三十三条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年一月十三日

四 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定（第二号に規定する改正規定を除く。）及び別表名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十七条の改正規定 平成二十一年一月十九日

附則（平成二二年二月五日法務省令第二号）抄

この省令は、平成二十一年二月九日から施行する。

附則（平成二二年三月一三日法務省令第四号）

この省令は、平成二十一年三月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表宮崎地方方法務局の部日南支局の款同支局の項の改正規定は、同月三十日から施行する。

附則（平成二二年三月二七日法務省令第八号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。

附則（平成二二年四月一七日法務省令第二一号）抄

この省令は、平成二十一年五月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表宇都宮地方方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条第二項、第七条第四項及び第五項、第三十三条第一項並びに第四十二条の二の改正規定 平成二十一年五月七日

附則（平成二二年六月二二日法務省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中登記事務委任規則第三十二条第三項の改正規定は平成二十一年七月六日から、第一条中別表横浜地方方法務局の部及び京都地方方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十二条第二項、第二十一条及び第三十三条第一項の改正規定は同月二十一日から施行する。

- 二 略
- 三 第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定 平成二十二年十一月二十二日
 附 則 (平成二十二年二月二四日法務省令第四三三号) 抄
 この省令は、平成二十三年一月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
- 二 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二条第二項及び第十八条第一項の改正規定、第二十八条の改正規定(同条第四項を削る部分に限る。)並びに第三十六条の次に一条を加える改正規定、第三条中別表福岡の項の改正規定並びに第四条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年一月三十一日
 附 則 (平成二十二年二月二四日法務省令第四四〇号)
 この省令は、平成二十三年一月三十一日から施行する。
 附 則 (平成二十三年一月二二日法務省令第二二二号) 抄
 この省令は、平成二十三年二月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条の規定 平成二十三年二月十四日
 附 則 (平成二十三年二月二五日法務省令第三三三号) 抄
 この省令は、平成二十三年三月二十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項及び第三十八条の改正規定、第三条中別表秋田の項の改正規定並びに第四条中別表第一横山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年三月十四日
- 二 略
- 三 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十七条の改正規定、第三条中別表盛岡の項の改正規定及び第四条中別表第一関人権擁護委員協議会の項の改正規定 別に法務省令で定める日
 附 則 (平成二十三年三月一八日法務省令第四四〇号)
 この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表秋田地方法務局の部の規定並びに改正後の登記事務委任規則、公証人定員規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成二十三年三月十四日から適用する。
 附 則 (平成二十三年四月一日法務省令第一三三三号) 抄
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 及び二 略
- 三 第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成二十三年五月二日
 附 則 (平成二十三年五月二七日法務省令第一九九号) 抄
 この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。
 附 則 (平成二十三年七月二二日法務省令第二四四号) 抄
 この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。
 附 則 (平成二十三年八月二六日法務省令第二六六号) 抄
 この省令は、平成二十三年九月二六日から施行する。
 附 則 (平成二十三年九月三〇日法務省令第二八八号) 抄
 この省令は、平成二十三年十月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び別表松江地方法務局の部の改正規定(「鏡川郡」を削る部分に限る。) 平成二十三年十月一日
 附 則 (平成二十三年一〇月三一日法務省令第三〇三〇号) 抄
 この省令は、平成二十三年十一月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 平成二十三年十一月十一日
 附 則 (平成二十三年一二月二二日法務省令第四四〇号) 抄
 この省令は、平成二十三年十二月十九日から施行する。
 附 則 (平成二十三年一二月二六日法務省令第三三三三号)
 この省令は、平成二十三年十二月三十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中名古屋法務局の部の改正規定 平成二十四年一月四日
 附 則 (平成二十四年一月二七日法務省令第三三三三号)
 この省令は、平成二十四年二月二十七日から施行する。ただし、第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の次に一条を加える改正規定は、平成二十四年二月十三日から施行する。

- 附 則 (平成二十四年二月二四日法務省令第五号)
この省令は、平成二十四年三月十九日から施行する。
- 附 則 (平成二十四年三月二三日法務省令第八号)
この省令は、平成二十四年四月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。
- 附 則 (平成二十四年四月二三日法務省令第二二号)
この省令は、平成二十四年五月七日から施行する。ただし、第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定は、同月十四日から施行する。
- 附 則 (平成二十四年五月二五日法務省令第二三三号)
この省令は、平成二十四年六月十一日から施行する。
- 附 則 (平成二十四年八月二二日法務省令第三三三号)
この省令は、平成二十四年九月十八日から施行する。
- 附 則 (平成二十四年九月二二日法務省令第三四四号)
この省令は、平成二十四年十月九日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。
- 附 則 (平成二十四年十一月三〇日法務省令第四三三号)
この省令は、平成二十四年十二月二十五日から施行する。
- 附 則 (平成二十四年十二月二二日法務省令第四五五号)
この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。
- 附 則 (平成二十五年二月二七日法務省令第二八八号)
この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成二十六年一月二十日から施行する。
- 附 則 (平成二十六年二月二二日法務省令第一号)
この省令は、平成二十六年三月十日から施行する。ただし、第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定は、平成二十六年四月五日から施行する。
- 附 則 (平成二十六年四月二五日法務省令第一八号)
この省令は、平成二十六年五月七日から施行する。
- 附 則 (平成二十六年五月二三日法務省令第二二二号)
この省令は、平成二十六年六月十六日から施行する。
- 附 則 (平成二十六年六月二七日法務省令第二四号)
この省令は、平成二十六年七月二十二日から施行する。
- 附 則 (平成二十六年七月二二日法務省令第二九号)
この省令は、平成二十六年十一月四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。
- 附 則 (平成二十六年十一月二六日法務省令第三九号) 抄
この省令は、平成二十七年一月十三日から施行する。
- 附 則 (平成二十七年四月二四日法務省令第二七号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二十八年一月一四日法務省令第二二二号)
この省令は、平成二十八年二月一日から施行する。
- 附 則 (平成二十八年四月七日法務省令第三二二号)
この省令は、平成二十八年五月十六日から施行する。
- 附 則 (平成二十八年九月二六日法務省令第四三三号)
この省令は、平成二十八年十月十日から施行する。
- 附 則 (平成三〇年一月三〇日法務省令第一号)
この省令は、平成三十年二月十三日から施行する。
- 附 則 (平成三〇年九月二五日法務省令第二三三号)
この省令は、平成三十年十月一日から施行する。
- 附 則 (令和元年七月一六日法務省令第二六号)
この省令は、令和元年十月十五日から施行する。
- 附 則 (令和二年三月三一日法務省令第二四号)
この省令は、令和二年七月十日から施行する。

附 則 (令和二年二月一六日法務省令第五五号)
 この省令は、令和三年一月十二日から施行する。
 附 則 (令和五年五月二二日法務省令第二七号)
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年五月二十九日から施行する。

別表第一

札幌法務局

出張所

位置

管轄区域

支局 (札幌)	出張所 (札幌)	位置	管轄区域
北	札幌市	北海道 札幌市	北海道の内 札幌市の内
白石	札幌市	北海道 札幌市	北海道の内 札幌市の内
南	札幌市	北海道 札幌市	北海道の内 札幌市の内
西	札幌市	北海道 札幌市	北海道の内 札幌市の内
江別	江別市	北海道 江別市	北海道の内 江別市の内
恵庭	恵庭市	北海道 恵庭市	北海道の内 恵庭市の内
小樽	小樽市	北海道 小樽市	北海道の内 小樽市の内
室蘭	室蘭市	北海道 室蘭市	北海道の内 室蘭市の内
岩見沢	岩見沢市	北海道 岩見沢市	北海道の内 岩見沢市の内

<p>(函館) 支局</p>	<p>函館地方 支務局</p>	<p>日高</p>	<p>倶知安</p>	<p>滝川</p>	<p>苫小牧</p>	
<p>(函館)</p>	<p>出張所</p>	<p>(日高)</p>	<p>(倶知安)</p>	<p>(滝川)</p>	<p>(苫小牧)</p>	
<p>北海道 函館市</p>	<p>位置</p>	<p>北海道 日高郡 新ひだか町</p>	<p>北海道 虻田郡 倶知安町</p>	<p>北海道 滝川市</p>	<p>北海道 苫小牧市</p>	
<p>管轄区域 北海道の内 函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡の内 鹿部町</p>		<p>北海道の内 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡</p>	<p>北海道の内 磯谷郡 虻田郡の内 ニセコ町 岩内郡 古宇郡 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町</p>	<p>北海道の内 浦臼町 新十津川町 樺戸郡の内 奈井江町 上砂川町 空知郡の内 歌志内市 砂川市 滝川市 赤平市 芦別市 北海道の内</p>	<p>北海道の内 厚真町 安平町 むかわ町 苫小牧市 白老郡 勇払郡の内</p>	<p>美唄市 三笠市 空知郡の内 南幌町 夕張郡 樺戸郡の内 月形町 北海道の内</p>

十和田	五所川原	八戸	弘前	支局 (青森)	支局 (青森)	登米	大河原	気仙沼	古川	塩竈	
(十和田)	(五所川原)	(八戸)	(弘前)	出張所 (青森)	出張所 (青森)	(登米)	(大河原)	(気仙沼)	(古川)	(塩竈)	
青森県 十和田市	青森県 五所川原市	青森県 八戸市	青森県 弘前市	青森県 青森市	青森県 青森市	宮城県 登米市	宮城県 柴田郡 大河原町	宮城県 気仙沼市	宮城県 大崎市	宮城県 塩竈市	
青森県の内 十和田市 三沢市 上北郡の内	青森県の内 五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡	青森県の内 八戸市 三戸郡	青森県の内 弘前市 黒石市 平川市 中津軽郡 南津軽郡	青森県の内 青森市 東津軽郡	青森県の内 青森市 東津軽郡	宮城県の内 登米市	宮城県の内 白石市 角田市 刈田郡 柴田郡 伊具郡	宮城県の内 気仙沼市 本吉郡	宮城県の内 栗原市 大崎市 加美郡 遠田郡	宮城県の内 塩竈市 多賀城市 宮城郡	東松島市 牡鹿郡

	(秋田)	支局	秋田地方 事務局	二戸	花巻	水沢	宮古	(盛岡)	支局	盛岡地方 事務局	むつ
	(秋田)	出張所		(二戸)	(花巻)	大船渡	(宮古)	(盛岡)	出張所		(むつ)
	秋田市	位置	秋田県	岩手県 二戸市	岩手県 花巻市	岩手県 大船渡市	岩手県 奥州市	岩手県 盛岡市	位置	岩手県 盛岡市	青森県 むつ市
南秋田郡 瀧上市 男鹿市 秋田市	秋田県の内	管轄区域	秋田県の内	岩手県の内 二戸市 久慈市 九戸郡 二戸郡	岩手県の内 花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	岩手県の内 大船渡市 陸前高田市 気仙郡	岩手県の内 胆沢郡 奥州市 一関市 西磐井郡	岩手県の内 釜石市 宮古市 上閉伊郡 下閉伊郡	管轄区域	岩手県の内 盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	野辺地町 七戸町 六戸町 東北町 六ヶ所村 おいらせ町 青森県の内 むつ市 上北郡の内 横浜町 下北郡

酒田	鶴岡	米沢			(山形)	支局	山形地方方法務局		大曲	本荘	大館	能代
(酒田)	(鶴岡)	(米沢)	村山		(山形)	出張所			(大曲)	(本荘)	(大館)	(能代)
山形県 酒田市	山形県 鶴岡市	山形県 米沢市	山形県 村山市		山形県 山形市	位置			秋田県 大仙市	秋田県 由利本荘市	秋田県 大館市	秋田県 能代市
山形県の内 酒田市 東田川郡の内 庄内町	山形県の内 鶴岡市 東田川郡の内 三川町	山形県の内 米沢市 長井市 南陽市 東置賜郡 西置賜郡	山形県の内 北村山郡 尾花沢市 東根市 村山市		山形県の内 山形市 上山市 天童市 東村山郡	管轄区域		秋田県の内 雄勝郡 仙北郡 仙北市 大仙市 湯沢市 横手市 秋田県の内	秋田県の内 由利本荘市 にかほ市	秋田県の内 北秋田郡 鹿角郡 北秋田市 鹿角市 大館市	秋田県の内 山本郡 能代市	秋田県の内 能代市

支局	前橋地方事務局	大田原	真岡	日光		栃木	足利		(宇都宮)	支局	宇都宮地方事務局		鹿嶋
出張所		(大田原)	(真岡)	(日光)		小山	(栃木)	(足利)	(宇都宮)	出張所			(鹿嶋)
位置		栃木県 大田原市	栃木県 真岡市	栃木県 日光市		栃木県 小山市	栃木県 栃木市	栃木県 足利市	栃木県 宇都宮市	位置		茨城県 鹿嶋市	常陸太田市
管轄区域		栃木県の内 大田原市 矢板市 那須塩原市	栃木県の内 真岡市 芳賀郡	栃木県の内 日光市 塩谷郡の内 塩谷町	栃木県の内 野木町 下都賀郡の内	栃木県の内 小山市 下野市	栃木県の内 栃木市 下都賀郡の内 壬生町	栃木県の内 足利市 佐野市	栃木県の内 宇都宮市 鹿沼市 さくら市 那須烏山市 河内郡 塩谷郡の内 高根沢町	管轄区域		茨城県の内 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市	常陸太田市 常陸大宮市 久慈郡

	茂原		匝瑳		柏				佐倉		香取		松戸		木更津
	(茂原)		(匝瑳)		(柏)			成田	(佐倉)		(香取)		(松戸)		(木更津)
	千葉県 茂原市		千葉県 匝瑳市		千葉県 柏市			千葉県 成田市	千葉県 佐倉市		千葉県 香取市		千葉県 松戸市		千葉県 木更津市
いすみ															
いすみ市	千葉県 勝浦市	千葉県 長生郡 茂原市	千葉県 匝瑳市	千葉県 我孫子市	千葉県 野田市 柏市	千葉県 成田市 印西市 白井市 富里市 印旛郡の内 栄町	千葉県 酒々井町 印旛郡の内 八街市 四街道市 佐倉市	千葉県 神崎町 香取郡の内 香取市	千葉県 流山市	千葉県 袖ヶ浦市	千葉県 富津市 君津市 木更津市	千葉県 安房郡	千葉県 鴨川市 南房総市		

西湘二宮	湘南	横須賀	川崎													横浜地方事務局	
(西湘二宮)	(湘南)	(横須賀)	(川崎)	青葉	栄	旭	戸塚	港北	金沢	神奈川						出張所	
神奈川県	神奈川県 藤沢市	横須賀市	神奈川県 川崎市 川崎市 川崎市	神奈川県 横浜市 横浜市 横浜市	神奈川県 横浜市 横浜市	神奈川県 横浜市 横浜市	神奈川県 横浜市 横浜市	神奈川県 横浜市 横浜市	神奈川県 横浜市 横浜市	神奈川県 横浜市 横浜市	神奈川県 横浜市 横浜市	神奈川県 横浜市 横浜市	神奈川県 横浜市 横浜市	神奈川県 横浜市 横浜市	神奈川県 横浜市 横浜市	位置	
神奈川県の内	神奈川県の内 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 高座郡	神奈川県の内 横須賀市 逗子市 三浦市 三浦郡	神奈川県の内 川崎市の内 川崎市の内 川崎市の内 幸区 中原区	神奈川県の内 横浜市の内 横浜市の内 横浜市の内 緑区 青葉区	神奈川県の内 横浜市の内 横浜市の内 横浜市の内 港南区 栄区	神奈川県の内 横浜市の内 横浜市の内 横浜市の内 旭区 瀬谷区	神奈川県の内 横浜市の内 横浜市の内 横浜市の内 戸塚区 泉区	神奈川県の内 横浜市の内 横浜市の内 横浜市の内 港北区 都筑区	神奈川県の内 横浜市の内 横浜市の内 横浜市の内 金沢区 磯子区	神奈川県の内 横浜市の内 横浜市の内 横浜市の内 神奈川区 保土ヶ谷区 鶴見区	神奈川県の内 横浜市の内 横浜市の内 横浜市の内 中区 西区 南区	神奈川県の内 横浜市の内 横浜市の内 横浜市の内 中区 西区 南区	神奈川県の内 横浜市の内 横浜市の内 横浜市の内 中区 西区 南区	神奈川県の内 横浜市の内 横浜市の内 横浜市の内 中区 西区 南区	神奈川県の内 横浜市の内 横浜市の内 横浜市の内 中区 西区 南区	管轄区域	いすみ市 夷隅郡

新津	新発田	柏崎	三条	長岡	(新潟)	支局	新潟地方事務局	厚木	相模原	
(新津)	(新発田)	(柏崎)	(三条)	(長岡)	(新潟)	出張所		(厚木)	(相模原)	
新潟県 新潟市	新潟県 新発田市	新潟県 柏崎市	新潟県 三条市	新潟県 長岡市	新潟県 中央区	位置	神奈川 大和市	神奈川 厚木市	神奈川 相模原市 中央区	中郡二宮町
秋葉区 新潟市の内	新潟県の内 北蒲原郡 胎内市 新発田市	新潟県の内 刈羽郡 三島郡 柏崎市	新潟県の内 加茂市 三條市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡	新潟県の内 見附市 小千谷市 長岡市	新潟県の内 北区 東区 中央区 江南区 西区 西蒲区	管轄区域	神奈川 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市	神奈川 厚木市 伊勢原市 愛甲郡	神奈川 相模原市	平塚市 小田原市 南足柄市 中郡 足柄上郡 足柄下郡

佐久	飯山	大町	伊那	諏訪	飯田	上田	松本	(長野)	支局	長野地方事務局	鯉沢
(佐久)	(飯山)	(大町)	(伊那)	(諏訪)	(飯田)	(上田)	(松本)	(長野)	出張所		(鯉沢)
長野県 佐久市	長野県 飯山市	長野県 大町市	長野県 伊那市	長野県 諏訪市	長野県 飯田市	長野県 上田市	長野県 松本市	長野県 長野市	位置	山梨県 南巨摩郡 富士川町	
長野県の内 南佐久郡 佐久市 小諸市	長野県の内 飯山市 中野市 下高井郡 下高井郡 飯山市 下水内郡	長野県の内 大町市 北安曇郡	長野県の内 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡	長野県の内 岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡	長野県の内 飯田市 下伊那郡	長野県の内 上田市 東御市 小県郡 埴科郡	長野県の内 松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡	長野県の内 須坂市 千曲市 上水内郡 上高井郡	管轄区域	山梨県の内 西八代郡 南巨摩郡	

袋井	藤枝	掛川	富士		沼津		浜松		(静岡)	静岡地方事務局	木曾
(袋井)	(藤枝)	(掛川)	(富士)	熱海	(沼津)	磐田	(浜松)	清水	(静岡)	出張所	(木曾)
静岡県 袋井市	静岡県 藤枝市	静岡県 掛川市	静岡県 富士市	静岡県 熱海市	静岡県 沼津市	静岡県 磐田市	静岡県 浜松市 中区	静岡県 清水区	静岡県 葵区	位置	長野県 木曾郡 木曾町
静岡県の内 袋井市 周智郡	静岡県の内 藤枝市 焼津市 島田市 牧之原市 榛原郡	静岡県の内 掛川市 御前崎市 菊川市	静岡県の内 富士宮市 富士市	静岡県の内 熱海市 伊東市	静岡県の内 沼津市 三島市 御殿場市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 田方郡 駿東郡	静岡県の内 磐田市	静岡県の内 浜松市 湖西市	静岡県の内 清水区	静岡県の内 葵区 駿河区	管轄区域	長野県の内 木曾郡 北佐久郡

春日井	半田	一宮	岡崎	豊橋					名古屋法務局	下田
(春日井)	(半田)	(一宮)	(岡崎)	豊川	(豊橋)	名東	熱田		出張所	(下田)
愛知県	愛知県 半田市	愛知県 一宮市	愛知県 岡崎市	愛知県 豊川市	愛知県 豊橋市	愛知県 名古屋市中東区	愛知県 名古屋市中熱田区	愛知県 名古屋市中区	位置	静岡県 下田市
愛知県の内	愛知県の内 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多郡 知多郡	愛知県の内 一宮市 犬山市 江南市 稲沢市 岩倉市 丹羽郡	愛知県の内 岡崎市 額田郡	愛知県の内 豊川市 蒲郡市	愛知県の内 豊橋市 田原市	愛知県の内 名古屋市中守山区 名古屋市中東区 日進市 長久手市	愛知県の内 名古屋市中瑞穂区 名古屋市中熱田区 豊明市	愛知県の内 名古屋市中北春日井郡	管轄区域	静岡県の内 下田市 賀茂郡

支局 (岐阜)	岐阜地方事務局	小浜	武生	敦賀	(福井)	支局	福井地方事務局	輪島	小松	七尾	
出張所 (岐阜)		(小浜)	(武生)	(敦賀)	(福井)	出張所		(輪島)	(小松)	(七尾)	
岐阜県	位置	福井県 小浜市	福井県 越前市	福井県 敦賀市	福井県 福井市	位置		石川県 輪島市	石川県 小松市	石川県 七尾市	金沢市
岐阜市	管轄区域	福井県の内 小浜市 大飯郡	福井県の内 鯖江市 越前市 今立郡 南条郡 丹生郡	福井県の内 敦賀市 三方郡 三方上中郡	福井県の内 福井市 大野市 勝山市 あわら市 坂井市 吉田郡	管轄区域		石川県の内 輪島市 珠洲市 鳳洲郡	石川県の内 小松市 加賀市 能美市	石川県の内 七尾市 羽咋市 羽咋郡 鹿島郡	能美郡 野々市市 白山市 かほく市 金沢市

四日市		(津)	支局	津地方法務局	八幡	美濃加茂	中津川	多治見	高山	大垣	
(四日市)	鈴鹿	(津)	出張所		(八幡)	(美濃加茂)	(中津川)	(多治見)	(高山)	(大垣)	
四日市市	三重県 鈴鹿市	三重県 津市	位置		岐阜県 郡上市	岐阜県 美濃加茂市	岐阜県 中津川市	岐阜県 多治見市	岐阜県 高山市	岐阜県 大垣市	
三重郡	三重県の内 鈴鹿市	三重県の内 津市 亀山市	管轄区域		岐阜県の内 郡上市	岐阜県の内 美濃加茂市 可児市 加茂郡 可児郡	岐阜県の内 中津川市 恵那市	岐阜県の内 多治見市 瑞浪市 土岐市	岐阜県の内 高山市 飛騨市 下呂市 大野郡	岐阜県の内 大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡	美濃市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡 本巣郡

彦根		(大津)	支局	大津地方事務局	東大阪	富田林	北大阪		岸和田	堺
(彦根)	高島	(大津)	出張所		(東大阪)	(富田林)	(北大阪)		(岸和田)	(堺)
彦根市	滋賀県 高島市	滋賀県 大津市	位置		大阪府 東大阪市	大阪府 富田林市	大阪府 茨木市		大阪府 岸和田市	大阪府 堺区 堺市
彦根市	滋賀県の内 高島市	滋賀県の内 野洲市 栗東市 守山市 草津市 大津市	管轄区域		大阪府の内 八尾市 柏原市 東大阪市	大阪府の内 富田林市 河内長野市 羽曳野市 藤井寺市 南河内郡	大阪府の内 吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 三島郡	大阪府の内 泉南郡 泉北郡 阪南市 泉南市 和泉市 泉佐野市 貝塚市 泉大津市 岸和田市	大阪府の内 大阪狭山市 高石市 松原市 堺市	大阪府の内 交野市 寝屋川市

京丹後	宮津		宇治	舞鶴	福知山				(京都)	支局	京都地方事務局	甲賀	長浜	
(京丹後)	(宮津)	木津	(宇治)	(舞鶴)	(福知山)	伏見		嵯峨	(京都)	出張所		(甲賀)	(長浜)	東近江
京都府	京都府 宮津市	京都府 木津川市	京都府 宇治市	京都府 舞鶴市	京都府 福知山市	京都府 伏見区	京都府 京都市	京都府 京都市 右京区	京都府 京都市 上京区	位置	滋賀県 甲賀市	滋賀県 長浜市	滋賀県 東近江市	滋賀県 東近江市
京都府の内	京都府の内 宮津市 与謝郡	京都府の内 木津川市 相楽郡	京都府の内 宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 久世郡 綴喜郡	京都府の内 舞鶴市	京都府の内 福知山市 綾部市	京都府の内 南区 伏見区	京都府の内 京都市 乙訓郡	京都府の内 京都市 右京区 向日市 長岡京市	京都府の内 京都市 北区 上京区 左京区 中京区 東山区 下京区 山科区	管轄区域	滋賀県の内 甲賀市 湖南市	滋賀県の内 長浜市 米原市	滋賀県の内 蒲生郡 東近江市 近江八幡市	滋賀県の内 犬上郡 愛知郡

豊岡	伊丹	洲本	西宮	明石	尼崎	姫路							支局 神戸地方方法務局	園部
八鹿	(豊岡)	三田	(伊丹)	(洲本)	(西宮)	(明石)	(尼崎)	(姫路)	東神戸	北	須磨	(神戸)	出張所	(園部)
兵庫県	豊岡市 兵庫県	三田市 兵庫県	伊丹市 兵庫県	洲本市 兵庫県	西宮市 兵庫県	明石市 兵庫県	尼崎市 兵庫県	姫路市 兵庫県	東灘区 神戸市	北区 神戸市	須磨区 神戸市	中央区 神戸市	位置	京丹後市 京都府 南丹市
兵庫県の内	美方郡 豊岡市 兵庫県の内	三田市 兵庫県の内	川辺郡 川西市 宝塚市 伊丹市 兵庫県の内	淡路市 南あわじ市 洲本市 兵庫県の内	芦屋市 西宮市 兵庫県の内	三木市 明石市 兵庫県の内	尼崎市 兵庫県の内	姫路市 神崎郡 兵庫県の内	東灘区 神戸市の内	北区 神戸市の内	長田区 須磨区 垂水区 西区 兵庫県の内	灘区 中央区 兵庫区 兵庫県の内	管轄区域	京丹後市 京都府の内 亀岡市 南丹市 船井郡

呉				支局 (広島)	広島法務局	新宮	田辺	御坊	橋本		(和歌山)	支局 (和歌山)	和歌山地方法務局	五條		
(呉)	可部			(広島)	出張所	(新宮)	(田辺)	(御坊)	(橋本)		(和歌山)	出張所		(五條)		
呉市 広島県	安佐北区 広島市 広島県	広島県 中区	広島市 中区	広島市 中区	位置	和歌山県 新宮市	和歌山県 田辺市	和歌山県 御坊市	和歌山県 橋本市		和歌山県 和歌山市	位置	和歌山県 和歌山市	奈良県 五條市		
江田島市 呉市 広島県の内	山県郡 安佐北区 広島市の内 広島県の内	安芸郡 中区 東区 南区 西区 安佐南区 安芸区 佐伯区	広島市の内 広島県の内	広島市の内 広島県の内	管轄区域	和歌山県の内 新宮市 東牟婁郡	和歌山県の内 田辺市 日高郡の内 みなべ町 西牟婁郡	和歌山県の内 美浜町 日高町 御坊市 日高郡の内 由良町 印南町 日高川町	和歌山県の内 伊都郡 橋本市	和歌山県の内 有田郡 海草郡 岩出市 紀の川市		和歌山県の内 和歌山市 海南市 有田市	管轄区域	和歌山県の内 吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村	東吉野村 吉野郡の内 五條市 吉野郡の内	宇陀郡 吉野郡の内 東吉野村 奈良県の内 五條市

津山	倉敷			支局 岡山地方事務局	益田		
(津山)	(倉敷)	岡山西		出張所 (岡山)	(西郷)	(益田)	
岡山県 津山市	岡山県 倉敷市	岡山県 岡山市 北区	岡山県 岡山市 北区	位置 岡山県 岡山市 北区	岡山県 島根県 隠岐郡 隠岐の島町	岡山県 益田市	岡山県 島根県 飯石郡 仁多郡 雲南市
岡山県 津山市 真庭市 美作市 真庭郡	岡山県 倉敷市 総社市 都窪郡	岡山県 北區(岡山地方事務局の管轄に属する地域を除く) 玉野市	岡山県 東區の内 瀬戸町旭ヶ丘／自一丁目／至四丁目／瀬戸町江尻 瀬戸町大内 瀬戸町沖 瀬戸町鍛冶屋 瀬戸町肩脊 瀬戸町観音寺 瀬戸町菊山 瀬戸町光明谷 瀬戸町坂根 瀬戸町笹岡 瀬戸町塩納 瀬戸町下 瀬戸町宿奥 瀬戸町瀬戸 瀬戸町宗堂 瀬戸町大井 瀬戸町寺地 瀬戸町二日市 瀬戸町万富 瀬戸町南方 瀬戸町森末 瀬戸町弓削	管轄区域 岡山県の内 岡山市の内 北區の内 石関町 出石町／一丁目／二丁目／内山下／一丁目／二丁目／表町／自一丁目／至三丁目／学南町／自一丁目／至三丁目／金山寺 祇園 北方／自一丁目／至四丁目／京橋町 高野尻 後楽園 国体町 下牧 宿 宿本町 建部町市場 建部町大田 建部町小倉 建部町川口 建部町桜 建部町三明寺 建部町品田 建部町下神目 建部町建部上 建部町田地子 建部町鶴田 建部町角石畝 建部町角石谷 建部町富沢 建部町中田 建部町西原 建部町土師方 建部町福渡 建部町豊楽寺 建部町宮地 建部町吉田 建部町和田南 玉柏 田町／一丁目／二丁目／中央町 津島東／自一丁目／至四丁目／天神町 磨屋町 富田町／一丁目／二丁目／中井町／一丁目／二丁目／中山下／一丁目／二丁目／中原 中牧 野田屋町／一丁目／二丁目／畑 鮎原 蕃山町 半田町 番町／一丁目／二丁目／広瀬町 兵団 平和町 法界院 丸の内／一丁目／二丁目／御津石上 御津伊田 御津宇甘 御津宇垣 御津鹿瀬 御津勝尾 御津金川 御津川高 御津北野 御津草生 御津国ヶ原 御津河内 御津虎倉 御津紙工 御津下田 御津新庄 御津高津 御津中泉 御津中畑 御津中牧 御津中山 御津野々口 御津平岡西 御津矢知 御津矢原 御津吉尾 御津芳谷 南方／自一丁目／至五丁目／三野／自一丁目／至三丁目／三野本町 牟佐 大和町／一丁目／二丁目／弓之町 理大町 中区	岡山県 島根県 隠岐郡	岡山県 益田市 鹿足郡 島根県の内 隠岐郡	岡山県 島根県 飯石郡 仁多郡 雲南市

支局	出張所	位置	管轄区域
高松法務局	柳井	山口県 柳井市	大島郡 柳井市 山口県の内
岩国	(岩国)	山口県 岩国市	玖珂郡 岩国市 山口県の内
周南	(周南)	山口県 周南市	熊毛郡 光市 周南市 下松市 山口県の内
萩	(萩)	山口県 萩市	阿武郡 長門市 萩市 山口県の内
宇部	(宇部)	山口県 宇部市	山陽小野田市 宇部市 山口県の内
下関	(下関)	山口県 下関市	下関市 山口県の内
(山口)	(山口)	山口県 山口市	美祢市 防府市 山口市 山口県の内
山口地方法務局	出張所	位置	管轄区域
備前	(備前)	岡山県 備前市	和気郡 瀬戸内市 備前市 岡山県の内
高梁	(高梁)	岡山県 高梁市	新見市 高梁市 岡山県の内
		岡山県 浅口市	小田郡 浅口郡 岡山県の内
		岡山県 井原市	井原市 岡山県の内
		岡山県 笠岡市	笠岡市 岡山県の内
笠岡	(笠岡)	岡山県 笠岡市	久米郡 英田郡 勝田郡 苦田郡

(松山) 支局 松山地方事務局		美馬	阿南	(徳島) 支局 徳島地方事務局		観音寺	丸亀	(高松)
(松山) 出張所		(美馬)	(阿南)	(徳島) 出張所		(観音寺)	(丸亀) 寒川	(高松)
松山市 愛媛県	位置	徳島県 美馬市	徳島県 阿南市	徳島県 徳島市	位置	香川県 観音寺市	香川県 丸亀市 さぬき市	香川県 高松市
松山市 (砥部出張所の管轄に属する地域を除く)	管轄区域 愛媛県の内	徳島県の内 美馬市 三好市 美馬郡 三好郡	徳島県の内 阿南市 那賀郡 海部郡	徳島県の内 徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡	管轄区域 徳島県の内	香川県の内 観音寺市 三豊市	香川県の内 丸亀市 坂出市 善通寺市 綾歌郡の内 宇多津町 仲多度郡	香川県の内 高松市 小豆郡 木田郡 香川郡 綾歌郡の内 綾川町 さぬき市 東かがわ市 香川県の内

須崎	安芸		支局 (高知)	高知地方 方法務局	四国中央	大洲	西条	宇和島	今治	
(須崎)	(安芸)		(高知)	出張所	(四国中央)	(大洲)	(西条)	(宇和島)	(今治)	砥部
高知県 須崎市	高知県 安芸市		高知県 高知市	位置	愛媛県 四国中央市	愛媛県 大洲市	愛媛県 西条市	愛媛県 宇和島市	愛媛県 今治市	愛媛県 砥部郡
高知県の内 須崎市 高岡郡の内 中土佐町 榑原町 津野町 四万十町	高知県の内 安芸市 安芸市 室戸市 高知県の内	高岡郡の内 佐川町 越知町 日高村	高知県の内 高知市 高知市 土佐市 吾川郡 高岡郡の内	管轄区域	愛媛県の内 四国中央市	愛媛県の内 八幡浜市 大洲市 西予市 喜多郡 西予和郡	愛媛県の内 新居浜市 西条市	愛媛県の内 北宇和郡 南宇和郡	愛媛県の内 今治市 越智郡	愛媛県の内 松山市の内 井門町 上野町 恵原町 大橋町 小野町 上川原町 北梅本町 久谷町 窪野町 小村町 浄瑠璃町 津吉町 中野町 西野

直方	久留米	北九州	(福岡)	支局	福岡法務局	香美	四万十
(直方)	(久留米)	八幡	(北九州)	出張所	(福岡)	(香美)	(四万十)
福岡県 直方市	福岡県 久留米市	福岡県 北九州市 八幡西区	福岡県 北九州市 小倉北区	福岡県 福岡市	福岡県 糟屋郡 粕屋町	高知県 香美市	高知県 四万十市
宮若市 直方市 福岡県の内	福岡県の内 久留米市 小郡市 うきは市 三井郡	福岡県の内 北九州市の内 若松区 八幡東区 八幡西区 中間市 遠賀郡	福岡県の内 北九州市の内 門司区 戸畑区 小倉北区 小倉南区	福岡県の内 福岡市の内 宗像市 古賀市 福津市 糟屋郡の内 新宮町	福岡県の内 糟屋郡の内 糟屋郡の内 粕屋町 篠栗町 志免町 須恵町 久山町 粕屋町	高知県の内 高知市の内 宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡	高知県の内 高知市の内 南国市 香南市 香美市 長岡郡 土佐郡

唐津			(佐賀)	支局	佐賀地方事務局	筑紫	行橋	八女	朝倉	柳川	田川	飯塚	
(唐津)	鳥栖		(佐賀)	出張所		(筑紫)	(行橋)	(八女)	(朝倉)	(柳川)	(田川)	(飯塚)	
唐津市	佐賀県 鳥栖市	佐賀県 鳥栖市	佐賀市	位置		福岡県 筑紫野市	福岡県 行橋市	福岡県 八女市	福岡県 朝倉市	福岡県 柳川市	福岡県 田川市	福岡県 飯塚市	
唐津市	佐賀県の内 三養基郡 神埼郡 鳥栖市	佐賀県の内 神埼市 小城市 多久市 佐賀市	佐賀県の内 佐賀市	管轄区域		福岡県の内 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市	福岡県の内 行橋市 豊前市 京都郡 築上郡	福岡県の内 八女郡 筑後市 八女市	福岡県の内 朝倉郡 朝倉市	福岡県の内 三潞郡 みやま市 大川市 柳川市	福岡県の内 田川郡 田川市	福岡県の内 飯塚市 嘉穂郡 嘉麻市	鞍手郡 福岡県の内 飯塚市

八代	(熊本)	支局	熊本地方事務局	対馬	壱岐	平戸	五島	諫早	島原		佐世保	(長崎)	支局	長崎地方事務局	武雄	伊万里
(八代)	(熊本)	出張所		(対馬)	(壱岐)	(平戸)	(五島)	(諫早)	(島原)		(佐世保)	(長崎)	出張所		(武雄)	(伊万里)
八代市	熊本県 中央区	熊本県 熊本市	位置	長崎県 対馬市	長崎県 壱岐市	長崎県 平戸市	長崎県 五島市	長崎県 諫早市	長崎県 島原市		長崎県 佐世保市	長崎県 長崎市	位置	佐賀県 武雄市	佐賀県 伊万里市	
水俣市 八代市 熊本県の内	上益城郡 熊本市	熊本県の内 熊本市	管轄区域	長崎県の内 対馬市	長崎県の内 壱岐市	長崎県の内 松浦市	長崎県の内 五島市	長崎県の内 諫早市 大村市 雲仙市	長崎県の内 島原市 南島原市	長崎県の内 南松浦郡 北松浦郡 東彼杵郡 西海市	長崎県の内 佐世保市	長崎県の内 長崎市 西彼杵郡	管轄区域	佐賀県の内 藤津郡 杵島郡 嬉野市 鹿島市 武雄市	佐賀県の内 伊万里市 西松浦郡	東松浦郡 佐賀県の内

杵築	竹田	佐伯	日田	中津		(大分)	支局	大分地方事務局	阿蘇大津	宇土	山鹿	天草	玉名	人吉	
(杵築)	(竹田)	(佐伯)	(日田)	(中津)		(大分)	出張所		(阿蘇大津)	(宇土)	(山鹿)	(天草)	(玉名)	(人吉)	
大分県 杵築市	大分県 竹田市	大分県 佐伯市	大分県 日田市	大分県 中津市		大分県 大分市	位置		熊本県 大津町	熊本県 宇土市	熊本県 山鹿市	熊本県 天草市	熊本県 玉名市	熊本県 人吉市	
大分県の内 杵築市	大分県の内 竹田市 豊後大野市	大分県の内 佐伯市 津久見市	大分県の内 日田市 玖珠郡	大分県の内 中津市	大分県の内 由布市 臼杵市 別府市	大分県の内 大分市	管轄区域		熊本県の内 阿蘇市 阿蘇郡 合志市 菊池郡	熊本県の内 宇城市 宇城市 下益城郡	熊本県の内 山鹿市 菊池市	熊本県の内 上天草市 天草市 天草郡	熊本県の内 玉名郡 玉名市 荒尾市	熊本県の内 球磨郡 人吉市	熊本県の内 八代郡 葦北郡

川内				支局 鹿兒島地方事務局 (鹿兒島)	鹿兒島地方事務局	日南	延岡	都城		支局 宮崎地方事務局 (宮崎)	宮崎地方事務局	宇佐
(川内)	屋久島	種子島		(鹿兒島)	出張所	(日南)	(延岡)	小林	(都城)	高鍋	(宮崎)	(宇佐)
薩摩川内市	鹿兒島県 屋久島町	鹿兒島県 熊毛郡	鹿兒島県 西之表市	鹿兒島県 鹿兒島市	位置	宮崎県 日南市	宮崎県 延岡市	宮崎県 小林市	宮崎県 都城	宮崎県 高鍋町	宮崎県 宮崎市	大分県 宇佐市
いちき串木野市	鹿兒島県の内 屋久島町	鹿兒島県の内 熊毛郡の内	鹿兒島県の内 西之表市 熊毛郡の内 中種子町 南種子町	鹿兒島県の内 鹿兒島市 日置市 鹿兒島郡	管轄区域	宮崎県の内 日南市 串間市	宮崎県の内 延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡	宮崎県の内 小林市 えびの市 西諸県郡	宮崎県の内 北諸県郡 都城	宮崎県の内 宮崎郡 西都市	宮崎県の内 宮崎市 東諸県郡	大分県の内 速見郡 豊後高田市 宇佐市 東国東郡

沖繩			
(沖繩)			
沖繩県	沖繩県	名護市	名護市
沖繩市	沖繩市	国頭郡	国頭郡
うるま市	うるま市	島尻郡の内	島尻郡の内
伊平屋村	伊平屋村	伊是名村	伊是名村
沖繩県の内	沖繩県の内		
中頭郡の内	中頭郡の内		
読谷村	読谷村		
嘉手納町	嘉手納町		
北谷町	北谷町		
北中城村	北中城村		
中城村	中城村		

別表第二
官署
札幌法務局の本庁及びその支局

管轄区域
北海道の内

- 札幌市
- 小樽市
- 室蘭市
- 夕張市
- 岩見沢市
- 苫小牧市
- 美唄市
- 芦別市
- 江別市
- 赤平市
- 三笠市
- 千歳市
- 滝川市
- 砂川市
- 歌志内市
- 登別市
- 恵庭市
- 伊達市
- 北広島市
- 石狩市
- 石狩郡
- 磯谷郡
- 虻田郡
- 岩内郡
- 古宇郡
- 積丹郡
- 古平郡
- 余市郡
- 空知郡の内
- 南幌町
- 奈井江町
- 上砂川町
- 夕張郡

函館地方事務局の本庁及びその支局

旭川地方事務局の本庁及びその支局

樺戸郡
有珠郡
白老郡
勇払郡の内
厚真町
安平町
むかわ町
沙流郡
新冠郡
浦河郡
様似郡
幌泉郡
日高郡

北海道の内
函館市
北斗市
松前郡
上磯郡
亀田郡
茅部郡
二世郡
山越郡
檜山郡
爾志郡
奥尻郡
瀬棚郡
久遠郡
島牧郡
寿都郡

北海道の内
旭川市
留萌市
稚内市
紋別市
士別市
名寄市
深川市
富良野市
雨竜郡
上川郡の内
鷹栖町
東神楽町
当麻町
比布町
愛別町
上川町
東川町
美瑛町
和寒町
剣淵町
下川町
空知郡の内
上富良野町
中富良野町
南富良野町
上富良野町
勇払郡の内
占冠村
中川郡の内
美深町
音威子府村
中川町
増毛郡

<p>釧路地方事務局の本庁及びその支局</p>	<p>留萌郡 苫前郡 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡 紋別郡の内 滝上町 興部町 西興部村 雄武町</p>
<p>仙台法務局の本庁及びその支局</p>	<p>北海道の内 釧路市 帯広市 北見市 網走市 根室市 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡の内 遠軽町 湧別町 河東郡 上川郡の内 新得町 清水町 河西郡 広尾郡 中川郡の内 幕別町 池田町 豊頃町 本別町</p>
<p>青森地方事務局の本庁及びその支局</p>	<p>宮城県</p>
<p>盛岡地方事務局の本庁及びその支局</p>	<p>青森県</p>
<p>秋田地方事務局の本庁及びその支局</p>	<p>岩手県</p>
<p>山形地方事務局の本庁及びその支局</p>	<p>秋田県</p>
<p>福島地方事務局の本庁及びその支局</p>	<p>山形県</p>
<p>東京法務局の本庁及びその支局並びに板橋出張所</p>	<p>福島県</p>
<p>水戸地方事務局の本庁及びその支局</p>	<p>東京都</p>
<p>水戸地方事務局の本庁及びその支局</p>	<p>茨城県</p>

宇都宮地方事務局の本庁及びその支局	栃木県
前橋地方事務局の本庁及びその支局	群馬県
さいたま地方事務局の本庁及びその支局	埼玉県
千葉地方事務局の本庁及びその支局	千葉県
横浜地方事務局の本庁及びその支局	神奈川県
新潟地方事務局の本庁及びその支局	新潟県
甲府地方事務局の本庁及びその支局	山梨県
長野地方事務局の本庁及びその支局	長野県
静岡地方事務局の本庁及びその支局	静岡県
名古屋地方事務局の本庁及びその支局	愛知県
富山地方事務局の本庁及びその支局	富山県
金沢地方事務局の本庁及びその支局	石川県
福井地方事務局の本庁及びその支局	福井県
岐阜地方事務局の本庁及びその支局	岐阜県
津地方事務局の本庁及びその支局	三重県
大阪地方事務局の本庁及びその支局	大阪府
大津地方事務局の本庁及びその支局	滋賀県
京都地方事務局の本庁及びその支局	京都府
神戸地方事務局の本庁及びその支局	兵庫県
奈良地方事務局の本庁及びその支局	奈良県
和歌山地方事務局の本庁及びその支局	和歌山県
広島地方事務局の本庁及びその支局	広島県
鳥取地方事務局の本庁及びその支局	鳥取県
松江地方事務局の本庁及びその支局	島根県
岡山地方事務局の本庁及びその支局	岡山県
山口地方事務局の本庁及びその支局	山口県
高松地方事務局の本庁及びその支局	香川県
徳島地方事務局の本庁及びその支局	徳島県
松山地方事務局の本庁及びその支局	愛媛県
高知地方事務局の本庁及びその支局	高知県
福岡地方事務局の本庁及びその支局	福岡県
佐賀地方事務局の本庁及びその支局	佐賀県
長崎地方事務局の本庁及びその支局	長崎県
熊本地方事務局の本庁及びその支局	熊本県
大分地方事務局の本庁及びその支局	大分県
宮崎地方事務局の本庁及びその支局	宮崎県
鹿児島地方事務局の本庁及びその支局	鹿児島県
那覇地方事務局の本庁及びその支局	沖縄県